

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第六号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、総務課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は主務課長が定める方法により行うことができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。